

令和6年3月
茨城県土木部監理課建設業担当

令和6年度上半期（4月～9月）の経営事項審査について

令和6年度上半期の経営事項審査については、下記のとおり実施いたします。

- 1 主な変更点
 - ・経審結果通知書発行スケジュール表（郵送・電子）を作成
 - ・電子申請チェック表を作成（提出は任意です）
 - ・経営事項審査の手引きを改正（評点項目及び審査項目の変更点はありません。）
- 2 審査方法
 - (1) 書類の送付による審査
原則として、書類の送付（郵送等）又は電子申請による審査といたします。
 - (2) 対面審査
書類の送付が著しく困難な場合のみ、対面審査の申請が可能です。
希望される場合は、事前予約（希望日の50日前から3週間前まで受付）が必要です。
なお、対面審査に関する詳細は、別添「対面による経営事項審査の実施について」を御確認ください。
- 3 申請方法
経営事項審査の手引き（令和6年3月改正）を御確認ください。
- 4 審査完了後
 - (1) 結果通知
監理課で審査を終了した日（返却された技術職員名簿等に押印された受付印の日付）から概ね3週間後に申請者本人へ郵送します。
※電子申請の場合は、申請日から概ね3週間後に通知します。
 - (2) 公表停止の希望
（一財）建設業情報管理センターのホームページにおける公表停止については、従来と同様に受付します。書類の送付時に「経営事項審査の結果公表停止申請書」を同封してください。
- 5 経営事項審査の手引き
 - ・県HP（https://kennsetugyou-ibaraki.jp/business_management_review/）に掲載しています。
 - ・随時更新しておりますので、申請前に必ず御確認ください。
 - ・審査基準日にかかわらず、最新の手引きを御確認の上、御申請ください。
- 6 留意事項
 - ・補正や、確認事項の御連絡をさせていただく場合がありますので、申請書の連絡先には、必ず、日中連絡が取れる電話番号と担当者氏名を記載するようにしてください。
 - ・結果通知書発送までに日数を要するため、有効期間や入札参加資格申請等の都合等を考慮して適切な時期に受審するようにしてください。

- 事実と異なる申請や書類の偽造等を行ったことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出したことが明らかになった場合、30 日以上の営業停止となる可能性があります。必ず責任者へ確認の上、申請してください。